

重要事項説明書

第1条 (企業理念)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護とは、デイサービス(通い)を中心に訪問介護・ショートステイ(宿泊)を組み合わせたもので、無理のない在宅介護をご支援する介護サービスです。住み慣れた町で在宅介護を続けながら生活していただける様、ご要望に合わせて「通い」「訪問」「宿泊」の介護サービスをご提供できる地域密着型の介護サービスです。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、在宅で暮らし続けたいという願いに寄り添い、個別の事情に合わせて柔軟にサービス形態を変えながら、おひとりおひとりの暮らしを支えるサービスです。私たちは「ひとりの人を大切にする」という理念のもとで、ご利用されている方々の気持ちを第一に考えています。

第2条 ((介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの目的)

株式会社フォーユー そよかぜ タンポポの家は、お客様が有する能力に応じて、住み慣れた地域で一日でも長く在宅生活ができるよう支援することとご家族の介護軽減を目的として(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

第3条 (当社の概要)

- (1) 法人名 : 株式会社 フォーユー
- (2) 所在地 : 静岡市葵区上伝馬32-9
- (3) 電話番号 : 054-266-6699
- (4) 代表者名 : 殿岡 裕
- (5) 設立 : 平成17年4月1日
- (6) 資本金 : 1,100万円
- (7) 事業所数 : 羽鳥デイサービスセンター ひなたぼっこ、ショートステイ 子ねこ、
グループホーム そよかぜ、グループホーム そよかぜタンポポの家、
グループホーム ひなたぼっこ水道町、グループホーム笑和、
住宅型有料老人ホーム そよかぜ 陽だまりの家、
住宅型有料老人ホーム そよかぜ 陽だまりの家Ⅱ号館、
住宅型有料老人ホーム そよかぜ 陽だまりの家Ⅲ号館、
住宅型有料老人ホーム そよかぜ 陽だまりの家Ⅳ号館、
住宅型有料老人ホーム そよかぜ 陽だまりの家Ⅴ号館、
看護小規模多機能 ひなたぼっこ水道町、訪問看護ステーション ひなたぼっこ水道町、
居宅介護支援事業所 陽だまりの家、小規模多機能 そよかぜタンポポの家、
小規模多機能 ひなたぼっこ押切、訪問看護ステーション「池ちゃん家」、

西焼津看護多機能ホーム「池ちゃん家」、小規模多機能ホーム「池ちゃん家」焼津、
小規模多機能「池ちゃん家」藤枝、デイホーム「池ちゃん家」藤枝、
住宅型有料老人ホーム 陽だまりの家 五ヶ堀之内、
住宅型有料老人ホーム 陽だまりの家 小柳津
焼津の星保育園
計 24 ヶ所

第4条 (サービスの特徴等)

(1) 事業目的

当事業所が行う(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の日常生活動作及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを主旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ・(介護予防)小規模多機能居宅介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、日常生活動作その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。

第5条 (サービスを提供する事業所の概要)

事業所名	小規模多機能 そよかぜタンポポの家
所在地	静岡市葵区上伝馬32番11号
電話番号	054-255-1832
FAX	054-255-1835
介護保険指定番号	2294202086

第三者評価の実施	運営推進会議時実施(1回/年)
サービス提供地域	静岡市(旧大河内村、旧梅ヶ島村、旧玉川村、旧井川村、旧清沢村、旧大川村地域及び旧清水市を除く)

第6条 (運営体制)

1 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1人		1人
計画作成担当者	介護支援専門員	1人		1人
看護員	看護師	1人		1人
介護員	介護福祉士	4人	2名	6人
	1級終了	1人		1人
	2級修了	2人		2人
	その他	2人	1人	3人
機能訓練士				0人

2 設備の概要

定員(登録)	29名	事務所	1部屋
定員(通所)	15名	静養室兼居室	1部屋
定員(宿泊)	5名	居室(個室)	4部屋
居間・食堂	1部屋	送迎車	3台
浴室	一般浴室		

3 サービスの提供時間

	営業時間
通いサービス	午前10時00分～午後4時00分 ※
宿泊サービス	午後6時00分～翌午前9時00分
訪問サービス	24時間(1件あたり1時間未満)
休業日	年中無休

※ 時間延長は、午前7時からと午後6時30分まで対応いたしますが、午後7時以降は、職員

配置等によりお客様の安全確保が困難になるため宿泊となります。

尚、時間延長の場合、ご家族の送迎が基本となります。

4 食事時間

朝食	午前7時30分から
昼食	午後0時(正午)から
夕食	午後5時30分から

第7条 (利用料金) 令和6年4月1日改定

1 利用料

(1) 介護保険一部負担金 (1割負担の場合)

	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額
要支援1	3,564円
要支援2	7,202円
要介護度1	10,803円
要介護度2	15,877円
要介護度3	23,097円
要介護度4	25,491円
要介護度5	28,107円

- ※ 月途中での契約の場合、利用開始日より日割り計算となります。
- ※ 利用開始から30日間または、30日を超える入院後の利用再開時は初期加算31円/日が加算となります。
- ※ 認知症日常生活自立度がⅡの場合は517円/月、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの場合は826円/月の加算となります。
- ※ 訪問体制強化加算として1,033円/月が加算となります。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算として1,033円/月が加算となります。
- ※ 看護職員配置加算として930円/月が加算となります。
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算として2.3%/月が算定となります。
- ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)として介護報酬総単位数×サービス別加算率(一単位未満の端数四捨五入)×一単位の単価(一円未満の端数切り捨て)が加算となります。

(2) その他の費用

食材費	朝食400円/食、昼食820円(おやつ代含む)/食、 夕食700円/食
-----	--

宿泊費	2,000円/泊	
おむつ代	リハビリパンツ、紙おむつ150円、パット50円 (原則：必要な方は持参)	
日常生活費	レクリエーション・趣味活動費	実費(上限500円)※
	理美容代	実費

※ 趣味活動費で外食代・有料施設の利用料が上限を超える場合は、事前にご本人様・ご家族様の了承を得ることとします。

2 支払い方法

毎月10日前後に前月分の請求を致しますので、弊社が定める期日までにお支払いください。

1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします

第8条 (サービスの利用方法)

1 サービスの利用開始

(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

2 サービスの中止、変更、追加

- (1) 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。また、感染症の疑いがある場合も受診結果がでるまでサービス提供をお断りする場合があります。
- (2) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医または協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

協力医療機関

かどまクリニック	TEL 054-266-9864
静岡市葵区井宮町 134-1	FAX 054-266-9865

やよい歯科醫院	TEL 054-281-0048
静岡市駿河区中村町 12-3	FAX 054-333-5395

(4) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

3 キャンセル料

介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になっての中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食材費の100%

第9条 (運営推進会議の設置)

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともにその内容についての評価、要望、助言を受ける為、運営推進会議を設置しています。

第10条 (サービスに対する苦情・相談窓口)

担当部署 小規模多機能 そよかぜタンポポの家

受付時間 8:30~17:30

電話番号 054-255-1832

(行政相談窓口)

静岡市介護保険課 電話番号:054-255-1088

静岡県国民健康保険団体連合会 電話番号:054-253-5580

緊急対応指針

1 緊急対応時における具体的支援内容

①身体状況の変化の把握

各職種からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認などにより早期の発見と対応に努めます。

②各職種（介護支援専門員・医師・看護師・介護職・栄養士などの参加によるカンファレンスを開催して介護・看護について計画書の修正あるいは変更を行います。

③主治医より、病状の確認を行い、今後の治療方針（インフォームドコンセント）と、希望する緊急時対応をイメージする支援を行います。（病院で可能な限りの延命治療を受けたい等）

病院で可能な限りの治療を受けたい （要・不要）

医療機関での入院を希望する （要・不要）

2 事業所における体制について

職員との連携体制理解を助ける体制マニュアルを整備します。

①いかなる発病・病状の変化に対しても発生時に連絡を （要・不要）

②発病・病状の変化、重大で緊急性を有すると看護師等が判断した場合のみ
すみやかに連絡する （要・不要）

③夜間（22:00 から 6:00）の発病・病状の変化の場合は朝の連絡で （可・不可）

④いかなる事項でも翌朝の連絡で （可・不可）

⑤連絡先や家族がいない場合
()

3 責任者を明確にする

小規模多機能 そよかぜ タンポポの家

夜間及び緊急時の責任者 井出 靖代 を明示します。

日常的な健康管理確認

1 服薬管理

薬
服薬

自己管理
自己管理

弊社
弊社

外部委託
外部委託

注意事項

2 医療行為

糖尿病関連

BS チェック

インシュリン注射

自己管理
自己管理

弊社
弊社

外部委託
外部委託

注意事項

3 食事介助

自己管理

弊社

外部委託

注意事項

4 経管栄養

注意事項

5 通院支援

事業所をご利用中の通院は基本的に全て御家族様にて行なって頂いております。

2,000円/1時間

注意事項

保険証・現金・私物等の管理について

1 介護保険証 健康保険証 障害者手帳について

緊急対応等が発生した場合、原本が必要となりますので、いつでも取り出せるように利用者様側で管理願います。

こちらではコピーを保管します。更新されたものを随時最新版として御提出下さい。

また、介護保険証などの更新の手続きに関しては弊社側で助言、サポートはいたしますが、手続きなどの代行はいたしておりません。

2 現金

現金についてもこちら側で保管する事はありません。

また、財布や現金を持ち込む事は基本的にご遠慮させていただいております。

所持品など、毎回チェックはいたしませんので、自己責任にて対応をお願いしております。

3 その他の持込

食事など特別な対応をする場合は、前もって施設長・およびケアマネージャにてご相談下さい。

集団生活の中にて不都合もありますので個人的な食品、ペットボトルなどの持ち込みはできません。

送迎同意書

記

第1条 送迎時間は当日のそよかぜタンポポの家の利用状況に応じて変動の可能性があるので、利用者は利用当日に予め事業者にて電話にて送迎時間を連絡する。

第2条 原則として送迎は玄関先までとする。ただし、利用者の身体状況に応じて、玄関先までの送迎が困難なときは事業者にて事前に連絡の上相談すること。

第3条 送迎時に利用者の家族が不在の場合は、必ず事前に事業者にて連絡すること。なお、利用者の家族が不在の場合、事業者は居室内まで利用者を送迎するものとするが、送迎終了後の事故については、事業者は関知しないものとする。

第4条 この確認事項以外に必要なことがある場合は、利用者、事業者双方の協議により取り決め、解決するものとする。

以上

個人情報使用同意書

秘密保持と個人情報の保護について（契約書第 11 条）

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

当施設及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

当施設は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下の為等に、必要最小限の範囲以内で使用・提供又は収集します。

- ・ 施設従業員による業務的使用（居室の名札、記録用紙、検温表、ケアカンファレンスなど）
- ・ 実習生へのカルテ開示
- ・ 利用者に関わる短期入所生活介護計画の立案や、円滑なサービス提供の為に実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ・ 居宅介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ・ 利用者の容態の変化に伴い、緊急連絡を必要とする場合
- ・ 要介護度認定調査員訪問時の情報提供
- ・ 監査、指導
- ・ 各種賠償保険に関わる専門団体、保険会社への相談・届出
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出及び照会への回答

③ 個人情報に関する情報共有に必要な書類例は以下の通り。

- | | |
|-------------|--------------|
| ・ 介護保険被保険者証 | ・ 負担限度額証 |
| ・ アセスメント書類 | ・ サービス提供記録 |
| ・ 施設サービス計画 | ・ 身体障害者手帳 |
| ・ 経過報告書 | ・ 診断書 |
| ・ 主治医の意見書 | ・ 短期入所生活介護計画 |

④個人情報の使用及び提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

肖像権使用同意書

事業所の事業紹介や、事業所の取り組みを紹介する用途に限り、事業所内で撮影いたしましたご利用者様の映像・写真を使用させていただく場合がございます。

私の肖像などを撮影した写真・映像を使用することを、理解して同意します。

事業所の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などに、使用されることに同意します。

使用した広告・映像・印刷物・商品などについて、使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意します。

本契約を証するため、本書は二通作成し、お客様及び事業者双方が記名押印の上、各一通を保有するものとします。

私は（介護予防）小規模多機能そよかぜタンポポの家の「契約に関しての一連の事項」の説明を受け同意いたします。

代理人（保証人）は利用者の利用料金についての支払も保証いたします。

※ なお、この契約書は平成28年9月1日から有効とします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

住 所

お客様

氏 名

ⓐ

住 所

ご家族様

氏 名

ⓐ

住 所

代理人
(保証人)

氏 名

ⓐ

身元引受人

住 所

電話番号

勤務先

勤務先電話番号

氏 名

ⓐ

続柄(お客様との関係)

事業者

住 所

静岡市葵区上伝馬32番9号

事業者名

株式会社 フォーユー

代表取締役

殿 岡 裕

ⓐ

取扱事業所住所 静岡市葵区上伝馬32番11号

取扱事業所名 小規模多機能 そよかぜタンポポの家